

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年9月13日
事業者の氏名又は名称	有限会社鴨島通商(法人番号9480002009082)(代表者 辻功治)
事業者の所在地	徳島県阿波市土成町土成字南原266-2
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県阿波市土成町土成字南原266-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和6年5月30日、第一当死亡事故を端緒として監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(6)特定の運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(7)死傷事故を引き起こした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年9月17日
事業者の氏名又は名称	三代サービス株式会社(法人番号7120901022099)(代表者 栗田啓史)
事業者の所在地	大阪府豊能郡能勢町大里181番地の1
営業所の名称	徳島営業所
営業所の所在地	徳島県徳島市東沖洲2丁目43番2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、17条第4項
違反行為の概要	<p>令和5年10月10日及び令和6年2月28日、監査方針に基づき監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)</p> <p>(3)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	1
違反点数(事業者)	1

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年9月30日
事業者の氏名又は名称	有限会社秋村回漕店(法人番号4470002019244)(代表者 秋村清)
事業者の所在地	香川県小豆郡小豆島町安田甲146番地-7
営業所の名称	本店
営業所の所在地	香川県小豆郡小豆島町安田甲146番地-7
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和6年8月9日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)</p> <p>(2)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。